

滋賀あずりの アイデア コンテスト

滋賀の魅力や情報を発信するこんなアプリがあったらいいのに...
あなたのアイデアをアプリにします!

● 募集期間

平成25年7月25日(木) ~ 9月17日(火) 17:00必着

● 目的

滋賀県の良さを伝えたり、滋賀県への誘客などにつながるスマートフォン等のアプリケーションのアイデア(企画)を募集し、優れた企画をアプリケーションとして開発します。

● 主催 滋賀県

● 協賛 株式会社NTTドコモ、立命館大学情報理工学部、株式会社エフエム滋賀、びわ湖放送株式会社(順不同)

● 募集内容

滋賀県の魅力や情報の発信、観光誘客の促進、自然環境の保全、くらしの利便性向上などにつながるスマートフォンおよびタブレット端末向け「滋賀の“お役立ち”アプリケーションの企画」を募集します。なお、募集するアプリ企画のイメージは次のとおりです。

- ・ **滋賀を訪れたいくなるアプリ** ---- 滋賀の魅力を伝える、滋賀での観光をサポートする
- ・ **滋賀の良さを伝えるアプリ** ---- 琵琶湖の自然の豊かさ、多彩な歴史遺産、魅力的な農産物など、滋賀の魅力に触れる
- ・ **滋賀の環境を守るアプリ** ---- 環境への意識を高める、滋賀の生き物や琵琶湖の水を守る
- ・ **滋賀のくらしに役立つアプリ** ---- くらしの利便性向上、くらしの安心・安全の確保 など



滋賀あぶりの アイデア コンテスト

● 応募資格

個人またはグループ(県内外の居住を問いません)
なお、グループでの応募の場合は、代表者を含め4名まで

● 応募件数

応募者につき3点以内

● 応募方法

応募申込書(企画書)に必要な事項を記入し、郵送かホームページ、または直接、滋賀県商工政策課まで提出してください。応募申込書(企画書)の様式は、滋賀県ホームページよりダウンロードできます。

● 審査

(1)審査方法

選考会議での有識者等の意見を聴取の上、滋賀県が審査を行い、入賞者を決定します。なお、審査経過等に関する問い合わせには応じられません。

(2)審査結果の通知

応募者には平成25年12月上旬に審査結果を電子メールで通知するとともに、滋賀県ホームページに掲載します。

● 表彰

最優秀作品賞(1作品) --- 最優秀作品の企画を基にした滋賀県によるアプリの開発・配信、副賞(琵琶湖でのカヤック体験スクールペア受講券)

NTTドコモ賞(1作品) -- 副賞(タブレット端末)

優秀作品賞(1作品) ---- 副賞(図書券5千円)

アイデア賞(2作品) ---- 副賞(図書券3千円) ※高校生以下が対象

- ・ 協賛企業等の募集を受付中のため、今後、賞が追加される場合があります。
- ・ 上記の入賞作品の応募者は、平成26年3月25日(火)に大津市内で開催する「(仮称)しがクリエイティブ産業振興フォーラム」において表彰を行います。

● 応募先・問い合わせ先

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

滋賀県商工観光労働部商工政策課
「滋賀あぶり・アイデアコンテスト」係

TEL : 077-528-3715 (平日8:30 ~ 17:15)

FAX : 077-528-4870

E-mail : fa00@pref.shiga.lg.jp

- ・ 滋賀県ホームページからの申込み



http://s-kantan.com/pref-shiga-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=1956

- ・ 滋賀県ホームページ コンテスト紹介



<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/shokokanko/creative/contest.html>

● 注意事項

(1)作品の応募について

- ① 応募者は作品を応募した時点で、募集要項および注意事項に同意したものとします。
- ② 本コンテストには、個人またはグループで応募が可能です。グループで応募する場合は参加者全員が募集要項の内容を了解した上で、代表者を決めて、代表者名で応募してください。
- ③ 応募者(グループの構成者を含む)が会社や団体等に所属の場合、所属先とトラブルとならないよう、所属長等の理解を得た上で応募してください。
- ④ 応募者(グループの構成者を含む)が未成年である場合は、保護者の同意を得た上で応募してください。
- ⑤ 応募作品は返却しません。

(2)応募作品の審査および権利帰属について

- ① 応募作品を審査の上、入賞作品を決定します。
- ② 入賞作品のうち、最優秀作品賞(以下、「採用作品」という。)に選ばれた企画は、滋賀県が別途選定する開発事業者と県が契約を締結し、スマートフォンおよびタブレット端末向けアプリケーションとして開発・無償配信を行う予定です。
- ③ 最優秀作品賞は、前項①の審査において、仮採用作品として選出します。仮採用作品は、その後、前項②の開発事業者が決定した段階で、正式に採用作品とします。
- ④ 採用が決定した段階で、当該作品の応募者(以下、「採用者」という。)から滋賀県(以下、「主催者」という。)に採用作品の著作権を譲渡していただきます。また、採用者は採用作品の一部修正・翻案を主催者に認めるとともに、主催者が採用作品の商標・意匠の出願・登録をすることを認めることとします。
- ⑤ 前項④の契約について、未成年者の場合は、契約に際して、保護者(法定代理人)の同意を必要とします。また、グループで応募の場合は全員の方と契約を締結することとし、未成年者が含まれる場合は、その保護者(法定代理人)の同意を必要とします。
- ⑥ 応募者は、本コンテストの紹介や記録のために、滋賀県が応募作品を利用する事を認めることとします。

(3)応募作品の独自性、第三者の権利侵害等について

- ① 応募者は、本コンテストに応募いただく作品について、応募者独自のものであり、応募者が正当な権利を有し、本コンテストへの応募および主催者による利用が第三者の権利を侵害せず、第三者との契約違反を構成しないものであることとします。
- ② 応募者は、応募作品が応募時から各賞の発表時までの期間中、未発表であるものとします。
- ③ 応募者は、応募作品が法令もしくは公序良俗に違反し、著作権、プライバシー権、肖像権等第三者の権利を侵害し、もしくは第三者を誹謗中傷し、主催者の適正な事業の運営を妨げるもの、またはこれらのおそれがあるものが含まれていないこととします。
- ④ 応募者が応募作品に関連して、募集要項に違反したことにより第三者からクレームが生じた場合には応募者の責任と費用においてこれを解決するものとし、主催者がこれにより損害を被った場合には、応募者は主催者の損害を賠償する責任を負うものとします。
- ⑤ 採用作品を含む入賞作品について、応募資格に合致しないことが判明した場合や第三者の著作権等の権利を侵害していた場合等には、受賞を取り消すことがあります。

(4)個人情報について

- ① この事業は、滋賀県個人情報保護条例の規定を遵守して実施します。
- ② 作品の応募に関して提供された個人情報等は、本人の承諾なしに、コンテスト開催に関する目的以外には使用しません。また、本人の承諾なしに主催者以外から応募者本人に連絡することはありません。

(5)その他

- ① 応募者と滋賀県で紛争が生じた際には、大津地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とします。